

復興推進計画

令和3年4月1日変更

作成主体の名称：石巻市

1. 復興推進計画の区域

石巻市

2. 復興推進計画の目標

石巻市は、リアス式海岸特有の複雑な海岸線や霊場金華山などを有し、宮城県北東部地域を代表する風光明媚な自然に恵まれた地域であり、日本有数の漁場を背景に、漁業や養殖業が盛んな都市である。

伊達藩政時代には、慶長遣欧使節団がヨーロッパへ派遣されたほか、江戸から明治にかけて、日本有数の捕鯨基地として栄えた歴史を有する。また、約600年前から伝承されている「雄勝硯」などの伝統産業も有名であり、歴史と伝統文化を有する都市である。

本市においては、これらの自然資源や歴史・伝統文化を生かした観光産業が主要産業の一翼を担っていたが、東日本大震災により、多くの観光資源、地元住民の生活基盤が失われた。

このため、本市においては、多くの観光資源を有する牡鹿半島及び雄勝・北上地区の観光産業をより付加価値の高い産業として再編し、かかる産業を支える地元住民の生活基盤の集積を図ることより、牡鹿半島及び雄勝・北上地区における観光産業の復興を図ることが急務となっている。

このような状況を踏まえ、本計画においては、地理的条件を含め、恵まれた自然や歴史的・伝統的資源を生かした復興まちづくりに向け、観光関連産業等の集積による雇用創出とともに、地元住民の生活基盤の集積を目指す。

(1) 牡鹿半島地区

東日本大震災によって、本市の万石浦地区付近から牡鹿

半島及び網地島・田代島にかけての地域（以下「牡鹿半島一帯」という。）は、ほぼ全地区の多数の住家や事業所等が流出・損壊しており、また、金華山沖の豊かな漁場により漁船漁業や養殖漁業が盛んであった牡鹿半島一帯の漁業は大打撃を受けたほか、多くの信奉を集める東奥三大霊場 金華山、慶長遣欧使節の歴史的偉業や大航海時代の帆船文化を学ぶことのできるサン・ファン館、日本の捕鯨の中心地「鮎川港」の捕鯨の歴史とクジラ文化を守るために整備したおしかホエールランドなども壊滅的な被害を受けた。

それゆえ、牡鹿半島一帯の水産業・観光関連産業は危機的な状況に陥っており、雇用の場の喪失、著しい人口減少等により捕鯨基地として栄えた牡鹿半島の伝統・文化は衰退が加速している。

このような現状を踏まえ、牡鹿半島一帯の居住と漁港の安全性を確保し、水産業や観光資源の復旧・再生を図り、居住人口の減少に歯止めをかけるとともに、震災前レベルの交流人口を取り戻すことが喫緊の課題となっている。

このため、本市としては、牡鹿半島一帯を単に震災前の状況に復するのではなく、牡鹿半島一帯の中で居住者の日常生活を支える商業拠点を鮎川地区に集積させるとともに、交流人口の回復・増加に向け、観光拠点となる複数の地区に各種観光施設や地場の海産物を生かした商業施設などを集約し、集積区域内における各地区の特色を生かした役割分担を図り、また、平均日照時間が長いなど、地理的条件を含め、恵まれた自然や歴史的資源を生かした復興地域づくりを目指す。

上記まちづくりの方向性を踏まえるに、復興地域づくりの方向性としては、観光関連施設の集積が期待されることから、当該集積区域への観光関連産業の新規立地の促進を図るとともに、地域特性を活用し、再生可能エネルギー関連産業の新規立地を促進し、かかる産業集積による雇用創出を図ることを目標とする。

（２）雄勝及び北上地区

本市雄勝地域及び北上地区は、多くの集落で住家被害が生じたほか、雄勝地区においては、地域の核となる商店街、銀行、郵便局、石巻市雄勝総合支所、公民館、3つの小中学校（地域内には全5校）、石巻市立雄勝病院、11の漁港施設など、地域内のほとんどの公共施設が壊滅的な被害を受けた。

また、北上地区においても、石巻市北上総合支所、公民館、2つの小学校（地域内には全3校）、2の漁港施設、河北消防署北上出張所など、地域内のほとんどの公共施設が壊滅的な被害を受けた。

特に雄勝地域においては、震災前約4,300人の人口が震災後1,000人を切ったとの報道もあり、地域コミュニティそのものが崩壊の危機に瀕している。

このような現状を踏まえ、雄勝・北上地域一帯の居住の確保のため、防災集団移転促進事業や災害公営住宅の整備による定住化を進め、また、商業・自然を生かした観光・地域固有の伝統産業の再生を図ることにより、雇用の場を確保し、人口減少に歯止めをかけるとともに、交流人口の復活・増加を図ることが急務である。

このため、本市としては、雄勝・北上地区一帯を単に震災前の状態へ戻すのではなく、居住・商業・観光・伝統産業の核となる地区を地理的・歴史的・文化的要因などを踏まえ、それぞれの地区に即した産業を集積することにより、人口減少・超高齢化という現状においても持続可能な復興地域づくりを推進する。

上記の復興地域づくりの方向性を踏まえ、集積区域においては、商業・観光関連産業・伝統産業の集積が期待されることから、当該集積区域へのこれらの業種の新規立地を促進するとともに、かかる集積による雇用創出を目指す。

3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

(1) 牡鹿半島地区

① 牡鹿半島の核となる鮎川地区への生活関連業種（小売業、サービス業等）の集積

鮎川地区は古くは捕鯨基地として牡鹿半島一帯の中心地として繁栄し、現在でも道路や船舶などの交通の要衝

でもあり、牡鹿半島一帯の中で居住人口が最も多く、事業所が集積していた地域である。

しかし、今回の震災によって当該地域の商店街など、半島部の市民の日常生活を支える店舗や事業所などは壊滅的な被害を受けており、単に被災前のまちに返すのではなく、鮎川地区内に点在していた店舗等の生活に必要な機能をコンパクトに集積する。

② 豊かな自然の恵みを生かしたツーリズム関連産業の集積

牡鹿半島一帯は風光明媚な風景に加え三方を海に囲まれ、世界三大漁場の一つでもある金華山漁場にも近く、アワビ、ホヤ、牡蠣、海苔、わかめなどの海の幸から、鹿や山菜など山の幸まで、豊かな食材に恵まれていることから、これらの豊かな自然の恵みを生かしたツーリズムを振興する。

このため、各漁港や石巻市水産物地方卸売市場牡鹿売場、製氷冷蔵施設など漁業施設の復旧、養殖漁業・沿岸漁業等の再建、半島と離島との間を結ぶ航路の充実を図るだけでなく、震災前にはなかった各集落と観光関連産業との間での海・山の幸の流通システムの構築を支援し、併せて、拠点となる集積区域にツーリズムの担い手となる観光関連産業の再生・集積を進める。

③ 歴史・伝統を生かした観光資源の再生と関連業種の集積

牡鹿半島一帯には、

- ・ 東奥三大霊場の一つとして信仰を集める「金華山」などの景勝地
- ・ 来年（平成25年）で出帆400年を迎え、現在、その資料をユネスコの世界記憶遺産への登録をスペインと共同推薦している慶長遣欧使節に関する歴史的遺産
- ・ 鯨工芸品などの伝承技術など、かつて繁栄した日本の捕鯨基地としての伝統・文化

がある。

こうした観光資源を核としつつ、上記（１）と併せて観光による牡鹿半島一帯の再生を図るため、各種観光施設の復旧・復興や優れた伝統産業への支援、来年（平成２５年）５月に予定される世界記憶遺産への登録のための取組みを進めるとともに、これら観光資源の拠点となる渡波、鮎川の集積区域に観光関連産業の集積を図る。

④循環型社会の形成に資する関連業種の集積

東北地方の太平洋側主要都市では、いわき市に続き過去１０年間の年間平均日照時間が第２位となっているほか、適度な平均気温、少ない降雪量などの地理的条件に恵まれているという地域特性を生かし、太陽光発電等の再生可能エネルギー関連産業の集積を図る。

また、養殖漁業や畜産業が盛んであるこの地域は、カキ殻などの農水産廃棄物が大量に発生するため、その処分に苦慮しているのが現実であり、ゼロ・エミッションの観点から廃棄物を資源として再活用する関連産業の集積を図る。

（２）雄勝及び北上地区

①雄勝及び北上地域の核となる生活関連業種の集積（小売業等の集積）

雄勝地域の味噌作・雄勝地区は、石巻市雄勝総合支所等の公共施設や飲食店・小売店などが集積する商店街の立地した雄勝地域の中心地であったが、今回の震災により、これらの施設等は壊滅的な打撃を被った。

今後は、従前の味噌作・雄勝地区については商業などの集積を図り、雄勝地域の住民の日常生活を支えるエリアとして再生させる。

また、北上地区の小田地区は、防災集団移転促進事業で造成する団地及び総合支所等の公共施設が集約化する予定地でもあり、今後の少子高齢化が一層進む可能性が高い地域でもあり、商業などの集積を図り、北上地区の

住民の日常生活を支えるエリアとして再生させる。

②雄勝・北上地域の歴史・伝統を生かした観光拠点の形成

防災集団移転後の跡地利用として、雄勝・北上地域の豊かな自然の恵みである海・山・川からの産物の直売施設や採れたての地域食材を調理・提供するレストランをはじめ、600年の歴史を有する雄勝硯の展示、販売などの多様な機能を有する『海の駅』などの整備を計画しており、こうした観光資源を核とした観光拠点の形成に向け、観光関連産業の集積を図る。

③豊かな自然の恵みを生かしたツーリズム関連産業の集積

雄勝・北上地域は、南三陸のリアス式海岸特有の雄大で風光明媚な海岸線に位置する自然に恵まれた地域である。

このため、雄勝地域は、その豊かな海に支えられて漁船漁業のほか、ホタテ等の養殖も活発で、魚介類の豊富さには他に類を見ない地域である。

また、北上地域においても、ホタテ、カキ、ワカメ等の養殖漁業が盛んであったほか、「母なる川」北上川が造った広大で肥沃な平野部では、稲作と畜産との複合経営などが行われている。

このような豊かな自然の恵みを生かし、地域の漁業関係者による合同会社などと連携し、雄勝地域では数か所をツーリズムの拠点とし、統廃合後の小中学校の旧校舎などを再生利用しながら、飲食店や宿泊業などの集積を図る。

また、北上地区においても、農林業・漁業関係者との連携を深めながら農林漁業が一体となったグリーン・ブルーツーリズムを推進し、飲食店や宿泊業などの集積を図る。

④地域固有の天然の資源を生かした伝統産業関連業種の集積

「雄勝硯」は約600年前の室町時代からの歴史があり、昭和60年には国の伝統的工芸品として指定を受けている。

この伝統産業を生かし、硯だけではなく、食器や工芸品などの新規事業の展開などにより、新しい地場産業を創生することで地域再生を図るとともに、雄勝地域における重要な観光資源としていくため、雄勝硯生産販売協同組合などによる硯石などの生産加工施設を雄勝地区等に集積する。

4. 復興産業集積区域の区域

牡鹿半島一帯の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する、観光関連産業や生活関連産業のほか、地域特性を活用した再生可能エネルギー関連産業等の集積及び振興を図る区域として、別添雇用等被害地域及び復興産業集積区域図及び復興産業集積区域の地番一覧及び復興産業集積区域別・産業別の整理表【資料1-1、1-2、1-3、1-4】に記載する区域。ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5. 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成

(a) 商業関連業種（小売業、サービス業等）

牡鹿半島、雄勝地区及び北上地区の再生を進めていく中で生活関連産業は欠かせないものであることから、居住者の日常生活に必要な機能を提供する産業の集積を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を
目指す復興産業集積区域

i) 牡鹿半島地区

鮎川浜地区復興産業集積区域

ii) 雄勝・北上地区

味噌作地区復興産業集積区域

雄勝地区復興産業集積区域

小田地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその
集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

569 その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)、60 その他の小売業、6221 銀行(中央銀行を除く)、6222 郵便貯金銀行、76 飲食店(766 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)(上記(a)の(ア)のii)のすべての復興産業集積区域に限る)、781 洗濯業、782 理容業、783 美容業、796 冠婚葬祭業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、854 老人福祉・介護事業(上記(a)の(ア)のi)の鮎川浜地区復興産業集積区域に限る)、855 障害者福祉事業(上記(a)の(ア)のi)の鮎川浜地区復興産業集積区域に限る)、89 自動車整備業

(b) ツーリズム関連業種(宿泊業、飲食店等)

牡鹿半島一帯及び雄勝・北上地区は、その特徴ある地形から、地域によって特色ある海産物を産出しており、牡鹿半島においては、鮫浦湾を中心とする半島北側地域のあわびやホヤ、半島南側のカキ、あなご、銀ざけなどの海産品や畜産品を産出する。それに加え、鯨、金華さば、金華かつお

等のようにブランド化した優れた海産資源を有している。

また、雄勝・北上地域は、ホタテ、カキ、ホヤ、銀ざけ、ワカメ等の養殖漁業が盛んであり、南三陸リアス式海岸の独自の地形を持つ面積の70%以上を森林が占める南三陸金華山国定公園に指定された海洋性気候の温暖な地域である。

牡鹿半島については、鮎川地区と牡鹿半島一帯の集落を有機的に結び付けることによって、この地域の優れた海産物等を直売する施設や地元食材を活用した飲食店の集積を図る。

また、集落ごとの特色ある素材を活用したカキむき、ホヤむき、ワカメの加工等の漁業体験や釣り、鯨などの食文化体験によって漁業や捕鯨に対する理解を深めながら三陸の自然を宿泊して満喫できる体験型ツーリズムに積極的に取り組み、交流人口の増加を図りながら関連産業の集積を図る。

さらには、水辺ビオトープとして地域の磯の生き物を観察できるよう、人工磯場の整備を進め、家族連れの集客をはかり、釣りやダイビングなどを楽しみながら、地域の漁場におけるマナーやルールを学ぶことのできる海洋レクリエーション施設の立地を進める。

雄勝・北上地区については、豊かな自然の恵みを生かし、体験漁業や雄勝・北上地域の食材を用いた料理を各浜のかあちゃん達から教わるなどの取組のほか、酪農や肉牛生産を体験することで、農畜産物を消費者に供給するための仕組みなどを学ばせる取組を通して、グリーン・ブルーツーリズムを推進させるため、飲食店や宿泊業などの集積を図る。

これら、牡鹿半島及び雄勝・北上地区の取組をより効果的に進めるため、専門家を招聘し各集落の特性を生かした「石巻市観光復興プラン」を今年度策

定する予定である。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

i) 牡鹿半島地区

鹿立浜地区復興産業集積区域

福貴浦地区復興産業集積区域

小網倉浜・清水田浜地区復興産業集積区域

大原浜・給分浜・小淵浜地区復興産業集積区域

大泊地区復興産業集積区域

仁斗田地区復興産業集積区域

網地浜地区復興産業集積区域

長渡浜地区復興産業集積区域

前網浜地区復興産業集積区域

寄磯浜地区復興産業集積区域

ii) 雄勝・北上地区

船越地区復興産業集積区域

桑浜地区復興産業集積区域

羽坂地区復興産業集積区域

水浜地区復興産業集積区域

小滝(神割崎)地区復興産業集積区域

白浜地区復興産業集積区域集積

長塩谷地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

03 漁業(水産養殖業を除く)(漁業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うものに限る)、04 水産養殖業(漁業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うものに限る)、092 水産食料品製造業、58 飲食料品小売業、7511 旅館、ホテル(民宿に限る。)、752 簡易宿泊所、761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)、7629 その他の専門料理店、767 喫茶店、769 その他の飲食店、771 持ち帰り飲食サービス業、8093 遊

漁船業、8099 他に分類されない娯楽業（ただし、飲食提供機能を有する釣堀業、畜産農業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うものに限る）（上記（b）の（ア）のii）のすべての復興産業集積区域に限る）、8246 スポーツ・健康教授業

※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

（ウ） 上記（ア）の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す（イ）の業種の主要関連業種

上記（イ）の業種のうち「8099 他に分類されない娯楽業（ただし、畜産農業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うものに限る。）」に係る以下の業種。

0121 酪農業（上記（b）の（ア）のii）のすべての復興産業集積区域に限る）、0122 肉用牛生産業（上記（b）の（ア）のii）のすべての復興産業集積区域に限る）、0912 肉加工品製造業（上記（b）の（ア）のii）のすべての復興産業集積区域に限る）、

※いずれも畜産農業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うものに限る。

（c） 歴史・伝統を生かした観光資源の再生と関連業種（運輸業、宿泊業、飲食業等）

牡鹿半島一帯は、東奥三大霊場の一つとして知られる金華山参拝の「金華山街道」の沿線として栄えてきた。経路は、石巻から渡波を経由する表浜街道、女川から寄磯・谷川を経由する裏街道が

あり、鮎川から金華山へ船で渡ってきた。また、伊達藩政時代には、慶長遣欧使節の派遣や外国船監視の唐船番所が設置された。さらに、明治39年には、鮎川に近代捕鯨基地が置かれ、関連する多くの事業所が設立されたことにより、捕鯨に関する伝統文化を形成している。

こうした歴史的背景により、金華山、網地島、田代島等の離島といった自然観光資源に加え、サン・ファン・バウティスタパーク、御番所公園、おしかホエールランド、オートキャンプ場などの観光施設も数多く有しており、多くの観光客が訪問していることから、観光関連産業が基幹産業の一つとなっている。

また、雄勝地区には、約600年前の室町時代からの歴史がある国の伝統的工芸品「雄勝硯」の伝統が伝わっている。

牡鹿半島においては、半島全域の再生を進めていく中で観光関連産業は欠かせないものであり、鮎川地区ではまちづくり再生の拠点として、離島である金華山、網地島、田代島と半島部を繋ぐ海の玄関口としての『海の駅』の整備を計画しており、観光船等の待合所、捕鯨の文化を広く発信する基地としての機能を有する施設等を設置し、水産と観光産業の交流拠点として位置付けるとともに、今年度、専門家を招聘し、各集落の特定を生かした「石巻市観光復興プラン」を策定する予定である。

牡鹿半島一帯の玄関口である渡波地区、牡鹿半島一帯の交通の要衝ともいえるべき鮎川地区にサン・ファン館（渡波地区・渡波字大森地区）から海の駅（鮎川浜地区）までの二次交通機関の確保のため、乗合バス、観光バス、タクシーという運送業の集積を目指す。

また、牡鹿半島部の一大観光拠点として必要な

地場産品や土産物の販売店、飲食業、釣りダイビング用品の購入・レンタルができる事業所といった観光関連産業の集積を図るとともに、独自の歴史・伝統を伝える捕鯨文化に関連の深い鯨歯加工品の製造販売店の集積を図る。

雄勝・北上地区については、「雄勝硯」の伝統を生かし、硯の製造工程の見学や雄勝石の絵付け体験のほか、他地域にはない土産品として良質な雄勝硯などの書道用具を購入できる重要な観光拠点とすべく、観光関連産業の集積を図る。また、雄勝・北上地区は市中心部から移動するための公共交通機関が整備されていないことから、併せて観光拠点としての機能確保のために運輸関連業種の集積を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

i) 牡鹿半島地区

渡波地区復興産業集積区域

渡波字大森地区復興産業集積区域

鮎川浜地区復興産業集積区域

ii) 雄勝・北上地区

雄勝地区復興産業集積区域

小田地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、431 一般乗合旅客自動車運送業、432 一般乗用旅客自動車運送業、433 一般貸切旅客自動車運送業、58 飲食料品小売業、605 燃料小売業、607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、7511 旅館、ホテル、76 飲食店(766 バー、キ

ャバレー，ナイトクラブを除く。)、771 持ち帰り
飲食サービス業、791 旅行業、8093 遊漁船業
※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定
による規制（同法第33条第1項の規定による深
夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象
となる業種は除く。

(d) 地域固有の天然資源を生かした硯・石工品関連
産業の集積

雄勝地区には、約600年前の室町時代からの歴
史がある国の伝統的工芸品「雄勝硯」の伝統が伝
わっている。

このため、雄勝地区については、「雄勝硯」の伝
統を生かし、雄勝硯生産販売協同組合などによる
硯石などの生産者を集積する。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を
目指す復興産業集積区域

雄勝地区復興産業集積区域

明神地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその
集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

2184 石工品製造業、5599 他に分類されないその
他の卸売業（ただし、文房具卸売業に限る。）、6064
紙・文房具小売業

(ウ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその
集積の形成及び活性化を目指す(イ)の業種の主
要関連業種

上記(イ)の業種のうち「2184 石工品製造業」
に係る以下の業種。

0547 粘板岩採石業

(e) 自然景観を生かした観光関連業種（宿泊業、飲食業等）

鮎川浜黒崎、鮎川浜万治下の両地区は、金華山、網地島、田代島を眺望できる絶好の景勝地であり、御番所公園などの史跡があるほか、県道220号線の終点地区でもあることから、多くの観光客が訪れる場所である。

また、鹿立浜地区等へのツーリズム関連産業の集積や波渡地区、鮎川浜地区への歴史・伝統を生かした観光関連産業の集積に伴い、鮎川浜黒崎、鮎川浜万治下両地区を訪れる観光客の増加が予想されることから、自然景観を生かした宿泊施設やお土産販売などを行う小売業、飲食業等の集積を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

鮎川浜黒崎地区復興産業集積区域

鮎川浜万治下地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

58 飲食料品小売業、7511 旅館、ホテル、76 飲食店（766 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、771 持ち帰り飲食サービス業

※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

(f) 循環型社会形成に資する関連業種（電気業等）

平均日照時間が長いなどの良好な自然条件を生かし、災害発生時において自主電源を確保するという時代の要請にこたえることができるよう、半島地域内のスマートグリッド化も視野に入れながら、農林水産用施設への太陽光発電設備の設置や、太陽光発電施設に電気充電スタンドを設置し、保守用車両を電気自動車とすることにより、非常時には避難施設に対して電力の供給を行い、災害発生時の集落の孤立化を防止し、半島部の防災力強化などが見込まれるため、遊休地を活用したメガソーラー発電施設の誘致など、再生可能エネルギー供給関連産業の新規立地を図る。

また、農林水産業や加工業との連携を図りながら、本地域から大量に発生する農水産廃棄物を生かし、水質・土壌改良剤や肥料等に再利用するための研究施設や加工施設など、再生可能エネルギー及びリサイクル関連産業の集積を図る。

なお、当該産業の集積にあたっては、立地の際に許認可等関係法令との個別の調整が必要となる場合がある。

- (ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
- 泊浜地区復興産業集積区域
 - 新山浜地区復興産業集積区域

- (イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
- 106 飼料・有機質肥料製造業(農水産廃棄物のリサイクルに資するものに限る。)、33 電気業(太陽光発電、バイオマス発電に関するものに限る。)、711 自然科学研究所(農水産廃棄物のリサイクルに資するもの及び太陽光発電、バイオマス発電に関するものに限る。)

② 集積の形成及び活性化の効果

上記施策により、以下のような効果が見込まれる

- (a) 牡鹿半島一帯及び雄勝・北上地区の市民の日常生活を支える店舗や事業所の集積により、半島部の人口減少の歯止めがかかるとともに、雇用機会が創出される。
- (b) 牡鹿半島及び雄勝・北上地区の交流人口の拡大に伴い、地域活性化が図られるとともに、ツーリズム産業の新規立地が促進される。
- (c) 半島部及び雄勝地区のまちづくり再生の拠点として、離島と半島部を繋ぐ海の玄関口としての『海の駅』の整備に伴う交流人口の回復・拡大にあわせた運輸業や宿泊業、飲食店などの観光関連産業の集積や伝統産業の活性化により、雇用機会が創出される。
- (d) 牡鹿半島における再生可能エネルギー供給関連産業や循環型社会形成に向けた関連産業の集積により、雇用機会が創出される。

③ 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。

(別添雇用等被害地域及び復興産業集積区域図【資料 1-1、1-2】、復興産業集積区域の地番一覧【資料 1-3】、復興産業集積区域別・産業別の整理表【資料 1-4】参照)

【設定の理由】

本震災により、本市の全域にわたり強烈な地震動に襲われたほか、津波による大規模かつ広範囲の浸水があった。

死者等の人的被害は全国の約 2 割にも及び、また、全国の約 1 割程度を占める住家被害のほか、企業、農

地、漁港などをはじめとする産業基盤や公共インフラにも甚大な被害が生じた。また、発災後（平成23年4月～6月）の事業主都合離職者数に関する指標が、前年同時期（平成22年4月～6月）に比べて震災以降景気の影響水準を超え大きく悪化した。

その後、事業主都合による離職者数は、平成24年4～6月期で県内計が7,227人（前年比69.8%減、前々年比29.3%減）に対し、ハローワーク石巻管内においては847人となっており、前年比で86.6%減、前々年比で2.5%増となっており、雇用情勢は回復しつつある。

しかしながら、県内及びハローワーク石巻を除く県内のハローワーク等においては、対前々年比でいずれも発災前よりも減少し、雇用情勢が大きく改善しているものの、ハローワーク石巻においては未だに発災前の水準までには回復しておらず、県内他地域と比較した場合、雇用の回復には遅れが見受けられる。

（別添【資料2】雇用等被害地域を構成する地域の雇用に関する指標について参照）

- ④ 5の（1）の（a）から（f）までの（ア）の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの。

渡波地区復興産業集積区域

渡波字大森地区復興産業集積区域

鹿立浜地区復興産業集積区域

福貴浦地区復興産業集積区域

小網倉浜・清水田浜地区復興産業集積区域

大原浜・給分浜・小淵浜地区復興産業集積区域

大泊地区復興産業集積区域

仁斗田地区復興産業集積区域

網地浜地区復興産業集積区域

長渡浜地区復興産業集積区域

鮎川浜地区復興産業集積区域

鮎川浜黒崎地区復興産業集積区域
鮎川浜万治下地区復興産業集積区域
前網浜地区復興産業集積区域
寄磯浜地区復興産業集積区域
泊浜地区復興産業集積区域
新山浜地区復興産業集積区域
味噌作地区復興産業集積区域
雄勝地区復興産業集積区域
明神地区復興産業集積区域
船越地区復興産業集積区域
桑浜地区復興産業集積区域
羽坂地区復興産業集積区域
水浜地区復興産業集積区域
小滝（神割崎）地区復興産業集積区域
白浜地区復興産業集積区域
長塩谷地区復興産業集積区域
小田地区復興産業集積区域
（別添復興産業集積区域図【資料 1 - 1、1 - 2】
参照）

⑤ 特別の措置

- (ア) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条から第40条の規定に基づく措置）
- (イ) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

⑥ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア. 企業立地奨励金

投下固定資産額等に応じて企業立地奨励金を

交付する。

(実施主体：宮城県、対象業種：製造業、研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業)

イ．企業立地等促進条例助成制度

投下固定資産税額等に応じて助成金を交付する。

(実施主体：石巻市、対象業種：耕種農業（植物工場（環境制御や自動化などハイテクを利用した植物の周年生産システムをいう。）に限る。）・製造業・電気業（太陽光発電施設及びバイオマス発電所に限る。）・熱供給業（排熱を利用した熱電併給システムに限る。）・情報サービス業・通信業（データセンターに限る。）・道路貨物運送業・倉庫業・自然科学研究所・旅館・ホテル・遊園地（テーマパークを除く）・博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・自動車整備業・機械修理業・電気機械器具修理業・他に分類されないその他の事業サービス業（コールセンターに限る。))

ウ．税制優遇

対象設備の新增設を行った法人に対する固定資産税を減免若しくは不均一課税する。

(実施主体：石巻市、対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、印刷・同関連業、学術・開発研究機関、倉庫業)

エ．融資制度

震災の影響により直接的及び間接的に被害を受けた中小企業者へ融資のあっせんを行い、信用保証料の50%の補給のほか、直接被害に限り利子の100%を市が3年間補給する。

(実施主体：石巻市、対象業種：農業、林業(素材

生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)を除くすべての業種)

オ. 企業誘致活動

新規投資を呼び込むことを目的に、首都圏や大都市で企業立地セミナーを開催する等、誘致活動を展開する。

(実施主体：県及び市町村、対象業種：製造業、再生可能エネルギー供給関連産業)

カ. 被災企業再建支援

被災企業に対し、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金や中小企業施設設備復旧補助金等の助成や、中小企業等グループ設備等整備資金貸付金やみやぎ中小企業復興特別資金等の貸付などの取組を実施する。

(実施主体：国、宮城県及び石巻市、対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、製造業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス、生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育・学習支援業)

キ. 観光イベント復興推進事業

観光客や交流人口を呼び込むための復興市開催や全国有名店とのタイアップ等やイベントへの参加に対して助成金を交付するとともに、新たな観光ルートや体験型観光パンフレットを作成し、観光振興を図る。

(実施主体：石巻市)

ク. 仙台・宮城デスティネーションキャンペーン

平成25年春に、「笑顔咲くたび伊達な旅」をキ

タッチフレーズに、宮城県内各地への観光客誘致キャンペーンを実施する。

(実施主体：J R 東日本、宮城県及び石巻市ほか県内市町村)

ケ．「石巻市観光復興プラン」の策定

各地域で活躍するツーリズム関連事業者や観光関係団体等の意見を聴きながら、平成24年度に石巻市観光復興プランを策定する予定。

(実施主体：石巻市)

コ．みやぎ三陸黄金街道観光推進協議会

かつて黄金街道と呼ばれていた宮城県北部沿岸地域で構成する協議会において、各市町の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化し、地域連携を強化するため、首都圏をターゲットにした観光キャラバンや物産展の開催のほか、観光パンフレットやホームページ等で観光資源のPR事業を実施する。

(実施主体：石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町)

サ．水産業共同利用施設復旧緊急支援事業費補助金

被災した漁協等が有する共同利用施設(荷揚げクレーン、冷蔵庫、船揚げ機など)で、比較的小規模ながら、いち早く復旧が必要とされる施設に対し、復旧費用の一部を補助する。

(実施主体：石巻市)

シ．共同利用漁船等復旧支援事業費補助金

被災した漁協等が取得した共同利用漁船に対し、国県補助額を差し引いた取得費用の一部を補助する。

(実施主体：石巻市)

ス．介護基盤復興まちづくり整備事業

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備に加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を企図する。

(実施主体：石巻市)

セ．障害福祉施設等災害復旧支援事業補助金

被災した社会福祉施設等の復旧にあたり、その復旧費用の一部を補助する。

(実施主体：国及び県)

ソ．石巻復興協働プロジェクト協議会による民間主導の復興関連事業

太陽光パネルや蓄電池、エネルギー関連システムを採用した「エコ・セーフティハウス事業」などの復興関連事業を行い、新エネルギーを活用した循環型社会、世界最先端のエコタウンの実現等を図る。

(実施主体：民間企業、石巻市など)

タ．畜舎等施設整備支援対策事業

被災した生産者が畜舎等の被災施設（建物、工作物、舗装及び施設）の整備・改修に要する経費の一部を助成する。

(実施主体：宮城県)

チ．経営再建家畜導入支援対策事業

被災した生産者が新たな代替家畜（乳用牛、肉用牛等）導入に要する経費の一部を助成する。

(実施主体：宮城県)

ツ．伝統工芸品振興事業費補助事業

昭和60年に国の伝統的工芸品として指定された雄勝硯の継承と産地及び生産者の体質強化を図るため、雄勝硯生産販売協同組合に対し、意匠開発や販路拡大に向けた取組み等に要する経費の一部を補助する。

(実施主体：石巻市)

テ．雄勝石産業活性化事業

雄勝石産業に携わる職人・工人は減少してきているため、雄勝石の採石をはじめとする石の切断から硯、スレート、石工芸品などの「ものづくり技術」の習得に向けた人材育成に向けた事業を委託する。

(実施主体：石巻市)

6．当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた復興推進事業の実施により、牡鹿半島及び雄勝・北上地区の観光関連産業等の集積の形成及び活性化が図られる。

そのことにより、被害地域及び被災者の雇用の場となる雇用等被害地域から通勤圏内等における雇用の創出が図られることに加え、牡鹿半島及び雄勝・北上地区における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

7．その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。

(令和3年4月1日申請時)